明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

# 官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔省　令〕

○電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（**総務**一四一）　一

〔告　示〕

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件（**法務**四八三）　三

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件（**同**四八四～四八八）　三

○戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件（**同**四八九）　三

○岩手県及び宮城県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等の納期限等を指定する件（**厚生労働**四一六）　四

○保安林の指定をする件（**農林水産**二一〇四～二一一九）　六

○砂防法第二条の土地を指定する件（**国土交通**一〇七一～一〇七四）　七

○航路標識に関する件（**海上保安庁**二三一～二三五）　九

〔国会事項〕

国家公安委員会　警察庁　岩手県　山形県　栃木県　群馬県　東京都　新潟県　長野県　岐阜県　大阪府　兵庫県　広島県　愛媛県　福岡県　鹿児島県　仙台市　千葉市　名古屋市　堺市　神戸市　広島市　九

〔人事異動〕

官庁　九

証票無効関係　一〇

裁判所　一〇

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係　一〇

会社その他　一〇

〔叙位・叙勲〕　一〇

〔皇室事項〕　一〇

〔官庁報告〕

官庁事項

旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知（外務省）　一〇

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示（千葉労働局最低賃金公示二、三、大阪同七、兵庫同六、七）　一二

〔公　告〕

諸事項　二

## 省　令

**○総務省令第百四十一号**

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十八号）の施行に伴い、及び電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十月二十六日

総務大臣　川端　達夫

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二十二条の七の見出し中「禁止行為」を「禁止行為等」に改め、同条中「第三十一条第四項」を「第三十一条第七項」に改め、同条第一号から第三号までを次のように改め、同条を第二十二条の八とする。　三〇

一　法第三十一条第二項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況に関する事項として次に掲げる事項

イ　第一種指定電気通信設備との接続に必要な(1)から(3)までに掲げる事項及び(4)に掲げる事項について、条件の設定及び公表その他特定関係事業者及び特定関係事業者以外の電気通信事業者の取扱いの同等性を確保するために講じた措置の内容

(1)　電気通信設備の設置又は保守

(2)　土地及びこれに定着する建物その他の工作物の利用

(3)　情報の提供

(4)　電気通信役務の提供に関する契約の媒介、取次ぎ若しくは代理又は業務の受託

ロ　特定関係事業者及び特定関係事業者以外の電気通信事業者の別に、イの公表された条件によつて実施したイ(1)から(4)までに掲げる事項の実施状況

ハ　イの公表された条件によらないでイ(1)から(4)までに掲げる事項を実施した場合には、特定関係事業者及び特定関係事業者以外の電気通信事業者ごとに、理由、条件及びその実施状況